

道路・交通

安心して、気持ちよく歩ける道

市内の都市計画道路は未整備区間が多く、整備延長は13.4%にすぎません。そのため生活道路に通過交通が流入し、歩行者の安全性などの生活環境が損なわれています。市内の主要道路の平日平均速度は多摩地域の平均速度と比べても遅く、渋滞が著しいため、窒素酸化物や浮遊粒子状物質の増加の原因にもなっています。

これらの問題を改善し、安心して快適に歩ける道路を整備するため、幹線道路及び生活道路の整備を図ります。あわせて、バリアフリーに配慮した散策路ネットワークの整備を進めます。

また、自転車通行ルールの周知と規制の強化によって歩行者の安全を確保します。さらに、交通量削減に向け、公共交通の拡充など自動車の代替交通手段の充実を図ります。

2-7 歩行者

方針・施策の考え方

歩行者が安心して歩けるよう、バリアフリー化に配慮した歩道や散策路ネットワークを整備し、安全な歩行空間づくりを進めます。

さらに、住宅地への通過車両の進入を防ぐための方策として狭さく、ハンプ、イメージハンプ※などの活用で、歩行者の安全を確保します。

市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

快適に歩ける
道を増やす

（1）道路整備を推進する

- ◆環境に配慮し必要な幹線道路の整備を進めます
- ◆幅の広い歩道の整備を進めます
- ◆生活道路を含む整備計画づくりを進めます
- ◆右折レーンの新設、交差点の改良などを進めます
- ◆コミュニティに対する影響評価を行います

（2）バリアフリー化を推進する

- ◆段差のない歩道等の整備を図ります
- ◆スロープ等の整備を図ります

（3）規制、整備による安全な歩行空間を確保する

- ◆住宅地への通過車両の進入を抑制します
- ◆事故防止、スピード抑制のためのカラー舗装の表示や、イメージハンプ等の整備を進めます
- ◆散策路ネットワークの整備を進めます
- ◆信号等の改良に努めます
- ◆横断道路の押しボタン式信号の設置に努めます

イメージハンプ

※イメージハンプ：

自動車のスピードを緩めるため、舗装材や色の変化によりドライバーが速度を抑えるよう視覚的に促すサインのことです。

2-8 自転車

方針・施策の考え方

自転車は環境に与える負荷の少ない乗り物として市民に広く利用されています。

歩行者と自転車が共存する快適な歩行空間を確保するために、自転車の通行ルールの徹底を図るとともに、駐輪場の整備などにより、道路をせばめて交通の支障となる違法駐輪をなくすよう、自転車利用者のモラルの向上に努めます。

さらに、条件の整った場所には自転車専用道を設置し、歩行者と自転車の共存を図ります。

市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

通行ルールの徹底、
安全に通れる道を増やす

(1) 自転車利用を推進する

- ◆駐輪場の整備を図ります
- ◆自転車専用道の検討、設置に努めます

(2) 自転車利用のルールを図る

- ◆駐輪モラルの向上を図ります
- ◆自転車通行ルールの徹底を図ります

違法駐輪

駐輪所

2-9 交通負荷の軽減

□方針・施策の考え方

コンパクトなまちへの土地利用の転換、公共施設の集約化を図るとともに、住宅地内への車の進入規制など交通量削減に向けた検討を行い、交通量を抑制するまちづくりを進めます。

また、生活様式の見直しによる物流の交通量抑制や、カーシェアリング^{*}等の自動車交通量抑制策の検討も行います。

そのほか、自家用車を利用しなくても誰でもが手軽に利用できるよう、代替交通手段の拡充、改良を進めながら、よりよい環境づくりを進めます。

□市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

自動車交通量を
減らす

- (1) 交通量削減に向けた土地利用を推進する
 - ◆コンパクトなまちへの土地利用転換・公共施設の集約化に努めます
- (2) 交通量抑制のための規制を検討する
 - ◆住宅地内では車の利用が抑制されるような工夫や規制の検討を行います
- (3) 環境負荷軽減に向けた交通量抑制策を検討する
 - ◆荷物^{にぎは}の車など物流交通量を抑制するための生活様式の見直しに努めます
 - ◆カーシェアリング等による自家用車交通量削減を検討します
- (4) 交通量削減に向けた代替交通手段の整備を図る
 - ◆公共交通の拡充、改良を進めます

ぶんバス

※カーシェアリング：

自動車を共同で利用することによって、自動車による環境への影響を減らし、駐車スペースや交通渋滞の問題を解決しようという取り組みです。



安心して暮らせる、人のきずなのあるまち

自然の豊かさを享受しながら、地域社会の中で人と人のコミュニケーションが十分にあり、助け合いの心を育む、安全で、安心して暮らせるまちづくりへの期待が高まっています。

市では、防災まちづくり推進地区を拡大するなど災害に強いまちづくりを進めつつ、自治会などの地域社会の活性化を進め、住み良いまちづくりを目指します。

市民の交流の場の整備や、人とのふれあいやつながりを育んでいくための中心的役割を担うリーダーの育成、活動の支援などを行います。

公園などのオープンスペースは、気軽に人々がふれあい、集える場所として重要です。オープンスペースづくりを進めるため、鎮守の森や雑木林、農地などを活用し、地域の特性を活かした公園を整備します。

市民が公園の維持・管理に関わるとともに、有効活用されていない小公園の活用策を検討します。

2-10 まちづくり

方針・施策の考え方

災害に対する備えを日常的に実施するなど、地域社会のかかえる課題の解決に向けた活動を行っている防災まちづくり推進地区を拡大すると共に、災害時の非常用水の確保や人々のふれあいと憩いの場となる「むかしの井戸※」を活用するなどして、災害に強いまちづくりを目指していきます。

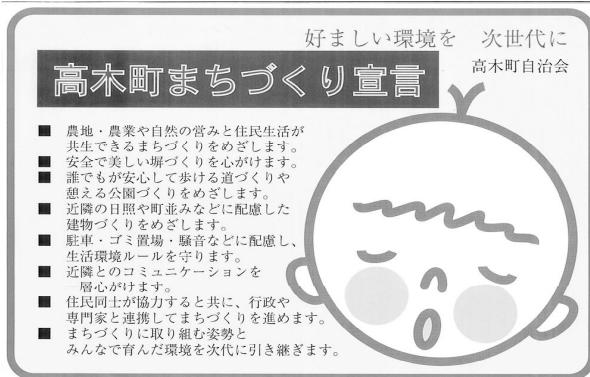
防災まちづくり推進地区として市と協定を締結している高木町自治会では、地域住民が連携・協力しながら安全で住み良いまちを育て、さらにそれを将来世代に引き継ぐための共通目標として「まちづくり宣言」を定めています。

この他の地区でも、安全で美しい街づくりを進める上で目標となる「街づくり憲章※」を定めるなど、人々が安心して暮らしていくような地域コミュニティづくりを進めます。

市内の学校は、地域住民のふれあいと交流の中心となる場所として活用すると共に、災害時には防災拠点として位置付けているように地域の中心核として安全性の向上を図ります。

さらに、援農などのボランティア活動や、地域と学校や公民館の連携による新旧住民間交流の活性化を図ります。

高木町まちづくり宣言



出典：高木町自治会

市民防災まちづくり学校

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

安心して暮らすことができ、ここに住みつづけたいと思えるような、人と人のつながりとゆとりのあるまち（地域社会）をつくる

(1) 災害に強いまちづくりを進める

- ◆防災まちづくり推進地区の拡大を図ります
- ◆人と人のふれあいの場となる、むかしの井戸や現存する井戸の整備・活用を促進します

(2) 課題や意欲の共有を契機に、つながりをつくり直し、新旧住民や世代の壁を越えた、交流の場をつくりだして、地域社会の再生を図る

- ◆共有できる地域課題を発見し、それを核にしてまちづくりを推進します
- ◆避難場所でもある学校の活用により、地域と学校の連携、自治会等とP T Aの連携を図ります
- ◆援農などのボランティア活動による新旧住民間交流の活性化を図ります
- ◆「子ども」を通じて地域の再生を図ります
- ◆広報の充実を図ります

(3) 支援体制の確立を図る

- ◆市民の交流の場の整備を図ります
- ◆コミュニティリーダーの育成を図ります
- ◆コミュニティ活動の助成をします

むかしの井戸の看板

むかしの井戸の活動

市民が農業に親しめる空間

2-11 オープンスペース

■ 方針・施策の考え方

農地、雑木林など既存のオープンスペースと連携した公園整備を進めます。社寺周辺では、雑木林を活用するなどして鎮守の森公園化を進めます。公園内などに実のなる樹木を植えるなど地域の特性を活かした公園整備を行います。公園整備にあたっては、市民とともに検討を進めます。

また、有効活用されていない小公園を、「遊び場マスターplan」などの市民からの提言を活かし、市民による運営・維持管理を進めます。

■ 市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

交流の場となるオープンスペースを増やす

- (1) 地域特性を活かした公園の整備を進める
 - ◆農地、雑木林の公園化による整備・活用を図ります
- (2) 有効活用されていない小公園の積極活用を図る
- (3) 市民による公園の運営、維持管理を進める

プレイステーション

当市は、武藏野段丘と立川段丘にはさまれた国分寺崖線を有する地形・条件を備え、豊富な湧水に恵まれていました。古くから人々が生活し、自然と密接に関わった暮らしと文化が、長い歴史の中で育まれています。

しかしながら、急激な都市化の進展に伴い、伝統的な暮らしや文化が縁遠くなっていくとともに、風景も変化し、景観に係るさまざまな問題が生じています。これまで先人が残してきた自然と歴史文化を大切にしながら、地域特性に合った望ましい景観づくりや歴史文化的維持・活用を進めていくことは、これから当市にとって大切な課題です。

市民が景観のルールを守って、住み続けたいまちを実現することを目指します。

2-12 まちなみの景観

方針・施策の考え方

望ましい景観づくりを進めるために、景観づくりの方針として、都市景観基本計画、ガイドラインを策定します。

また、まちなみ形成に向けたルールづくりや放置自転車・自動販売機等に関する規制の充実を図るとともに、地域住民の合意に基づく地区計画、建築協定等によるまちなみの整備を進めます。

その他、景観形成の観点から必要な看板、ポスター類の規制や、電線類の地中化を図ります。

市民・事業者・市の取り組み方針・施策の体系

国分寺の原風景を
守る

- (1) 地域特性に合った望ましい景観づくりを進める
 - ◆望ましい景観のありかた、景観づくりの方針の策定を行います
 - ◆まちなみ形成に向けたルールづくりや、放置自転車・自動販売機等に関する規制の検討を進めます
 - ◆住民合意による地区計画、建築協定等によるまちなみの整備を図ります
 - ◆電線類の地中化の検討、看板・ポスター等の規制を図ります

2-13 歴史・文化

■方針・施策の考え方

当市は歴史文化に恵まれ、史跡武藏国分寺跡や用水路、屋敷林、鎮守の森などの歴史資源が残されています。

これらの資源を将来にわたり継承するため、史跡武藏国分寺跡を歴史公園として整備します。

また、新田開発の歴史的景観の保存などを検討します。

国分寺の歴史文化のシンボルとして、武藏国分寺史跡博物館とも呼ぶべき（仮称）郷土博物館構想の具体化を図ります。

文化財めぐり等に活かすため歴史スポットの説明板等を整備するとともに、歴史観光ルートを検討するなど、歴史観光資源の活用を進めます。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

歴史・文化を
大切にする

（1）歴史資源の調査・評価・活用を推進する

◆史跡武藏国分寺跡周辺の整備・歴史公園機能の充実を図ります

◆新田開発の歴史的景観の保存を検討します

（2）シンボルづくりを推進する

◆（仮称）郷土博物館の構想の具体化を図ります

（3）郷土文化振興事業の充実を図る

◆歴史的文化財をまちづくりへ活用します（歴史スポットの説明板等の整備）

（4）歴史観光資源を活用する

◆歴史観光ルートの検討をします（お鷹の道）

屋敷林

2-14 不法投棄・ポイ捨て

方針・施策の考え方

事業者や個人でも、定められたルールに従ってごみを適正に処理しなければなりませんが、実態は不法投棄が絶えません。

正しい処理を行わずに不法投棄された物からは、有害物質が漏れだし、環境破壊を引き起こすこともあります。

また、不法投棄とはいえない空き缶、たばこの吸い殻等ポイ捨ての防止とあわせて、駅周辺における歩きたばこについても適切な対応が必要です。そのために、ポイ捨て等に関する規制条例を制定して、モラルの向上に努めます。

市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

清潔できれいな
まちをつくる

（1）まちの美化を進める

- ◆家電製品等の不法投棄の防止を図ります
- ◆空き缶、吸殻等のポイ捨て、犬や猫の糞の放置、放置自転車、落書きなどの防止を推進します

（2）モラルの向上を図る

- ◆混雑場所などでの歩きたばこの禁止などモラルの向上に努めます
- ◆ポイ捨て等に関する規制条例を制定します

クリーン運動

2-15 土地利用のルール

方針・施策の考え方

住環境を保護するために中高層建築の高さを制限するなど、まちづくり条例による開発・建築の規制・誘導を進めます。敷地の細分化を防いで宅地内緑化を進めます。また、建築のルールを適切に運用するため、建築行政を市が担えるように調査、研究していきます。

さらに、崖線の保全・整備を進めるため、まちづくり条例によるルールづくりを進めます。

そのほか、一定規模以上の土地利用の変化に対して、環境への影響を評価するしくみを検討し、確立します。

■ 市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

地域ごとの特徴のあるまちづくりを進めよう

- (1) 住環境保護のための土地利用・開発ルールを徹底する

 - ◆開発・建築の規制・誘導（建築物の高さ制限等）の充実を図ります
 - ◆敷地の細分化を防止するための最低敷地面積の指定や宅地内緑化を推進します
 - ◆建築ルールの適切な運用に努めます
 - ◆国分寺崖線の保全・整備に努めます

(2) 開発等による環境への影響を評価するしくみづくりを進めます

まちづくり条例とは、建物の建て方や緑の保全のルールなど、まちづくりに関する基本的な理念や望ましいまちの将来像の描き方、そして効果的に進める「方法」、「手順」、「手続」を総合的に定めたものを言います。

国分寺市では、現在、「都市づくりサロン」で検討した内容を基に、条例案を作成しています。

